

長 建 産 発 第 1 6 号
令 和 2 年 5 月 1 5 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

I Tを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建築士法第24条の7第1項の規定に基づく重要事項説明につきまして、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、当面の暫定的な措置として、別紙の指針に即した形で行われる重要事項の説明を行った場合についても、建築士法第24条の7第1項の規定に基づく説明として扱うこととした旨について、全国建産連を通じ国土交通省住宅局建築指導課長より通知がまいりましたのでお知らせ申し上げます。